

京都市公舎管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第119号

京都市公舎管理規則の一部を改正する規則

第1条 京都市公舎管理規則の一部を次のように改正する。

別表職員公舎の款総務局の項及び理財局の項を削り、同款都市計画局の項中「2」を「1」に改め、同款建設局の項を削る。

第2条 京都市公舎管理規則の一部を次のように改正する。

別表職員公舎の款総合企画局の項の次に次の1項を加える。

理	財	局	局職員住宅	1
---	---	---	-------	---

附 則

この規則中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は同月7日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)